

平成 23 年 8 月 22 日

食品の放射性物質の検査計画（新潟県）

区分	品目	産地	1 週間の検体数	品目の詳細
農産物	野菜類	県内	4 検体×毎日 =28 検体	県内で生産された野菜類（注①） 新潟県を 6 区域（注②）に分け、各区域の産物を週 1 回以上検査する。
		県外	4 検体×毎日 =28 検体	対象産地（注③）で生産され、県内流通している野菜類（注①）
	米	県内	—	県内で生産された 23 年産玄米 1 対象市町村 県内全市町村 （水稲作付のない粟島浦村を除く） 2 検査点数 ・ 早生品種を対象に県内 45 点程度 （市町村ごとに 1 から数点） ・ 中生品種を対象に県内 29 点程度 （市町村ごとに 1 点）
畜産物	乳・ 乳製品	県内	週 2 検体	県内で搾乳された原乳
		県外	週 5 検体	対象産地（注③）で製造され、県内流通している乳・乳製品
	肉・卵	県内	全頭（牛）	県内で飼育され、県内のと畜場に出荷された全ての牛の肉 （平成 23 年 7 月 28 日から当分の間）
			週 2 検体	県内で生産された豚肉、鶏肉、鶏卵
県外	週 3 検体	対象産地（注③）で生産され、県内流通している豚肉、牛肉、鶏肉、鶏卵		
水産物	魚介類	県内	週 2 検体	県内で水揚げされた魚介類
		県外	週 2 検体	東日本太平洋側で水揚げされ、県内流通している魚介類

注①) **野菜類** :

暫定規制値超過があった品目及び国民の摂取量が多い品目を含め、根菜・芋類・果実等の幅広い品目を対象とする。

注②) **6区域** :

下越 (新発田、村上、阿賀野、胎内、聖籠、関川、粟島浦)、新潟 (新潟、燕、五泉、弥彦、阿賀)、中越 (長岡、三条、柏崎、加茂、見附、田上、出雲崎、刈羽)、魚沼 (小千谷、十日町、魚沼、南魚沼、湯沢、津南)、上越 (糸魚川、妙高、上越)、佐渡 (佐渡)

注③) **対象産地** :

原子力災害対策特別措置法に基づく農畜水産物の出荷制限指示を受けたことのある県を優先し、その隣接都県を含めた産地を対象とする。